牡シカ対協第26号 令和5年1月10日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

所在地 石巻市穀町14番1号 団体名 牡鹿半島ニホンジカ対策協議会 代表者 会長 齋 藤 正 美

令和3年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業)に 関する改善計画について

令和3年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経過

ニホンジカの農作物被害軽減を図るためには捕獲圧の強化が必要であり、推進事業による有害捕獲を柱とした被害防止対策を推進するとともに、鳥獣が侵入しにくい環境整備を図り、人の生活領域と野生鳥獣の生息域の区分を行うために、整備事業により侵入防止柵の設置を推進してきた。

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

ニホンジカの有害捕獲について、第二期宮城県ニホンジカ管理計画と整合を図り定めた当初計画を大幅に上回る捕獲実績となっているが、推定生息個体数は緩やかな減少傾向にあるものの、大幅な減少には至っておらず、他地域からの流入や暖冬による自然増加率の上昇によるニホンジカ個体数の減少幅の縮減やこれまで被害が少なく対策を講じていない地域における被害が顕在化したことにより、被害防止計画に定める目標が未達成となっている原因である。

このことから、宮城県及び近隣市町村と連携し、さらなる捕獲圧の強化等が求められている。

3 実績及び改善計画

(様式)被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥	被	害防止	達成率	備考			
		獣	目標	基準年	1年目	2年目	3年目	(%)	
				度の実					
				績					
			(R3	(H29	(H31	(R2	(R3		
			年)	年)	年)	年)	年)		
被害防	被害金	ニホン	27,393	34,241	47,826	29,924	27,459	99.0	_
止計画	額	ジカ							
(被害	(千円)								
の軽減									
目標)	被害面	ニホン	7.73	9.66	24.89	18.09	40.15	-1,578.	14.47 (R
	積	ジカ						2	6 目標)
	(ha)								(基準
									年度: R
									2)

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。
 - 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。
 - 3 各指標ごとの合計も記載すること。
 - 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用計画に係る部分(整備事業を実施した場合に記載)

		事業実	施後の状	況		改善計画				
区 分	指標	目 標	計画	1年目	2年目	3年目	改善計	1年目	2年目	3年目
			策定時				画策定			
		(R3	(H29	(H31	(R2	(R3	(R4	(R4	(R5	(R6
		年)	年)	年)	年)	年)	年)	年)	年)	年)
鳥獣被	利用量	6 km		13.473	6 km	7 km		7.5 km	10 km	10 km
	(km,ha			km						
害防止	等)									
	利用率			_				—		
施設	(%)									
	収支差							_		
	(千円)									
	収支率			_	_	_		_	_	
	(%)									
	累 積									
	赤字							_ 		
	(千円)									

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 - 2 収支率は、収入/支出×100とする
 - 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
- 5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と 記載すること。

4 改善方策

侵入防止柵を設置した地域では、ニホンジカの農作物被害が大幅に減少していることから、被害対策が十分に講じられていない地区について、ニホンジカを対象とした 侵入防止柵の設置を推進する。

また、緩衝帯の整備や雑木林の刈払いにより、ニホンジカが侵入しにくい環境整備を図り、農作物被害の軽減を図る。

さらに、捕獲実施者の高齢化や減少が進行していることから、捕獲実施者以外の地域住民による捕獲サポート体制を構築し、わなの見回りや集落の見回りを実施することにより捕獲体制の充実を図るとともに、見回りの際に車両のクラクションを吹鳴するなど追払いを実施することにより、人の生活領域とニホンジカの生息域の区分を行う。

5 改善計画を実施するための推進体制

ニホンジカ侵入防止柵未設置地域で獣害対策に係る情報提供・事例紹介を通じて合意形成を図り、獣害対策地域協議会を組織し、侵入防止柵の設置を推進するとともに、 緩衝帯整備等の環境整備に取り組む。

また、地域住民と連携した捕獲サポート隊を組織し、多様な主体が参加する捕獲体制を整備する。